

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年2月25日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当システム電子計算機器（サーバ）等の借り入れ

2 賃貸借内容

奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当システム電子計算機器等一式（保守業務を含む）

3 契約期間

令和8年4月1日（契約予定日）から令和10年12月31日まで  
（借入期間：令和8年7月1日から令和10年12月31日まで）

4 納入場所

奈良市登大路町30番地（奈良県庁情報管理棟2階）  
奈良県総務部デジタル管理室 マシン室内の発注者が指定する既設のサーバーラックに設置

第2 入札方法

1 入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」<https://www.pref.nara.jp/26215.htm> から確認できます。）

2 郵便入札の可否

否

3 その他詳細は、入札説明書によります。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（7）までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

（3） 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「01賃貸業務」に登録している者であること。

（4） 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。

（5） 過去5年間に国又は地方公共団体と県がこの公告に示した調達物品又はこれと同種の類似品に係る契約を2回以上締結し、これらをすべて確実に履行した実績がある者であること。

（6） この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であって、かつ当該借入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。

第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。第5の1の(6)で示す期日までに、入札説明書で示す競争入札参加資格確認申請を行うとともに、業務内容を確実に遂行し得ることを証明する書類等を第6の1で示す場所に提出しなければなりません。また、開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

## 第5 入札日程等

### 1 入札日程

手続等	期間・期日	場所・方法
(1)公告及び入札参加資格確認申請にかかる書類の交付（電子交付）	公告の日から	入札情報公開システムによる公開「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」 <a href="http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm">http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm</a>
(2)入札説明書及び仕様書の交付（紙交付）	公告の日から 令和8年3月9日（月） 17時まで	奈良県こども・女性局こども保育課放課後児童・手当係にて交付（第6の1で示す場所）
(3)入札説明会	実施しません。	
(4)仕様書等に関する質問	令和8年2月27日（金） 17時まで	電子入札システムへの入力
(5)質問に対する回答	令和8年3月3日（火） 13時以降	電子入札システムによる回答
(6)競争入札参加資格確認の申請及び書類の提出	公告の日から 令和8年3月9日（月） 17時まで  書類の再提出の場合は、 令和8年3月11日（水） 17時までに再提出	競争入札参加資格確認の申請及び書類の提出・電子入札システムへの入力・書類の提出場所（添付資料を紙提出の場合） 奈良県こども・女性局こども保育課放課後児童・手当係にて交付（第6の1で示す場所）
(7)入札参加資格確認審査結果通知	令和8年3月18日（水） 13時以降	電子システムによる通知
(8)入札書の提出	上記(7)の入札参加資格確認審査結果の通知を受けた日から 令和8年3月25日（水） 12時まで	電子入札システムへ入力
(9)開札	令和8年3月25日（水） 13時以降	電子入札システムによる開札

(注) 電子入札システムの利用可能時間は、平日の午前8時から午後10時まで。

ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する休日を除きます。

各項目の期限は、電子入札システムのサーバーへの電子データ到着期限となります。データの送信が期限までにサーバーに到着しなければ、受付した

ことにはなりません。

電子入札システムによるデータの送信は一定の時間を要します。上記の入札参加資格確認申請及び入札書の提出については、余裕をもって行ってください。

2 その他詳細は、入札説明書によります。

## 第6 問合わせ先

1 本件入札に関すること・契約を担当する部課等の名称

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県こども・女性局こども保育課放課後児童・手当係（県庁本庁舎3階）

電話番号 0742-27-8606（ダイヤルイン）

2 電子入札システムの操作に関すること

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号0570-021-777

（平日の午前9時から午後5時30分までです（正午から午後1時までを除く。））

利用者登録等の送信元メールアドレス Email: [ebid-asp@netforward.or.jp](mailto:ebid-asp@netforward.or.jp)

## 第7 その他

1 入札保証金

この一般競争入札の参加者は、入札金額（入札書に記載すべき金額として単価を示すべきことを指示した場合にあつては、当該単価に当該入札において示した予定数量を乗じて得た金額。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）等を不正に使用して行った入札
- (4) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用して行った入札
- (5) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- (6) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
- (7) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札
- (8) 内訳書を求めている場合に、入札書と内訳書に不整合がある入札

3 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為

- の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
  - (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき
  - (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

#### 4 契約の解除

契約締結後、契約者について3の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、3の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

#### 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります